

令和 5 年

赤穂市教育委員会臨時会提出議案

日 時 令和 5 年 3 月 1 6 日 (木) 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和5年赤穂市教育委員会臨時会提出議案一覧表

- | | |
|--------|---|
| 第6号議案 | 公立学校教職員人事異動について |
| 第7号議案 | 令和5年度赤穂教育プランについて |
| 第8号議案 | 赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則の制定について |
| 第9号議案 | 赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について |
| 第10号議案 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について |
| 第11号議案 | 赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について |

第6号議案

公立学校教職員人事異動について

公立学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

令和5年3月16日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

第7号議案

令和5年度赤穂教育プランについて

令和5年度赤穂教育プランについて、別紙のとおり決定したい。

令和5年3月16日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和5年度赤穂教育プラン

《学校園所教育の充実》

【小学校・中学校】

- (1) 「確かな学力」を育成するため「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善
- (2) 地域とともにある「コミュニティ・スクール」の充実
- (3) 「豊かな心」を育む道徳教育・人権教育の充実
- (4) 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた、きめ細かな特別支援教育の充実
- (5) いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図る児童生徒理解に基づく生徒指導の充実
- (6) 適切に判断し、命を守り抜く力を育成する防災・安全教育の充実
- (7) 校種間の連携による円滑な接続と系統性を重視した指導の充実
- (8) 「健やかな体」の育成をめざし、健康教育の充実と体力・運動能力の向上
- (9) グローバル化に対応した外国語教育・伝統文化に関する教育の推進
- (10) 情報活用能力の育成に向けた学習活動の推進
- (11) ポストコロナ社会における新たな日常に対応する教育活動の創造

【幼稚園・保育所】

- (1) 「生きる力」の基礎を育む「主体的・対話的で深い学び」を促す教育・保育の創造
- (2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育展開と小学校への円滑な接続推進
- (3) 「豊かな感性」「人と関わる力」を育む人権教育の促進
- (4) 一人一人の発達やニーズに応じた支援体制の充実と関係機関との連携推進
- (5) 子育てに関する情報発信や子育て相談等、保護者・地域と共に歩む保育の実施
- (6) 家庭と連携した発達に応じた基本的生活習慣の確立に向けた取組
- (7) 感染症予防に配慮した保育と子どもたちの健やかな成長の保障
- (8) 幼保一体化の推進
- (9) 保育者（保育士、幼稚園教諭）の資質・能力向上のための研修実施
- (10) 子育て世帯の経済的負担軽減のため、3歳児以上の第3子以降に給食副食費を補助

《施設・設備の充実 生涯学習の充実》

- (1) 中学校（赤穂西中）の大規模改造事業による教育環境の向上
- (2) 小中学校の老朽化した施設の適正な管理を行っていくための施設整備を実施
- (3) デジタル教材やICT機器を効果的に活用した情報教育の推進
- (4) アフタースクール施設整備の実施
- (5) 文化施設の施設整備と資料の収集（利用環境の快適性向上と適切な維持管理、郷土ゆかりの資料収集）
- (6) 文化活動の推進

<市民会館関係>

- (7) 文化団体の支援や美術展応募者数の増加促進
- (8) 市民会館施設整備の実施

<公民館関係>

- (9) 高齢者大学の充実と市民のニーズに対応した魅力ある講座・教室の実施
- (10) 公民館施設整備の実施

《生涯スポーツの普及・振興》

- (1) 市民の健康づくりのため、市民総合体育祭等を開催するとともに、その他協賛事業として各種スポーツ大会を実施
- (2) 忠臣蔵旗少年剣道大会や各種目協会のスポーツ大会等を通じた友好親善都市とのスポーツ交流の実施
- (3) スポーツの日イベントや少年野球・中学野球・高校野球の親善試合などスポーツの一貫指導と健康とスポーツを機軸としたスポーツ先進都市推進事業の実施
- (4) 体育協会やスポーツ少年団、スポーツクラブ21などの組織活性化と関西福祉大学・赤穂高等学校との連携・協力による団体の育成強化
- (5) 忠臣蔵旗少年剣道大会や赤穂義士杯青少年柔道大会など広域大会の実施
- (6) 安全で快適な施設の利用促進と利便性を向上するため、市民総合体育館などのスポーツ施設整備の実施
- (7) スポーツ先進都市の実現に向けた赤穂市スポーツ推進計画に掲げる施策の推進

《給食事業の充実と適正運営》

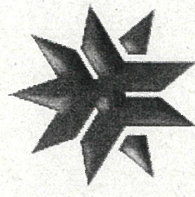
- (1) 安全な作業環境整備及び衛生管理強化のために、施設修繕、大型調理機器整備等を実施
- (2) 給食施設設備の日常点検と薬剤師による定期点検の実施
- (3) 食中毒及び異物混入防止対策として飛翔昆虫対策等を実施し、安全衛生管理を徹底
- (4) 地産地消の推進として赤穂産の米粉を使った米粉パン及び地元食材を使った赤穂産デー・地場産デーを実施
- (5) 警報発令時対応、アレルギー対応、感染症対応等について学校教育課・学校園との連絡調整の強化
- (6) 子育て世帯の経済的負担軽減のため、第3子以降の無償化を継続実施するとともに、幼稚園児及び小・中学生の給食費の一部無償化を実施
- (7) 新学校給食センター整備基本計画に基づく事業推進（用地取得、実施設計外）

《図書館事業の充実と適正運営》

- (1) 図書整備充実のため図書館蔵書を計画的に購入
- (2) 読書活動推進のため歴史文学講座、絵本講座、朗読講座等の実施
- (3) 新着図書案内の発行、話題の本・特集コーナー・ふるさと情報コーナー設置等による図書館情報の提供・発信
- (4) 周辺地区を対象としたブック宅配サービスの実施
- (5) 電子図書館サービス充実のため電子書籍の購入と地域資料の電子書籍化の実施
- (6) 読書通帳による子ども読書活動の推進とブックスタート（絵本との出会い）事業の継続実施
- (7) 東備西播定住自立圏及び播磨圏域連携中枢都市圏域内の連携事業や相互利用の推進
- (8) 図書館施設整備の実施（照明設備改修実施設計外）

《地域文化の顕彰・整備》

- (1) 赤穂城跡の二之丸城壁整備及び土地買い上げによる史跡整備の推進
- (2) 獅子舞等の伝統文化の調査・保存の推進
- (3) 民間宅地開発等に伴う発掘調査の実施、調査報告書の刊行、出土遺物の適正管理
- (4) 田淵氏庭園等の指定文化財の保存・整備の推進
- (5) 文化財資料のデジタル化等による文化財資料の充実整備
- (6) 「文化財をたずねて」等の刊行による保存顕彰の推進
- (7) ホームページによる情報発信、文化財保護連絡員活動による普及啓発の実施
- (8) 赤穂城跡、有年遺跡公園、旧坂越浦会所の施設管理と公開の推進
- (9) 有年考古館における企画展等の実施
- (10) 「図説赤穂市史」の編集、市史史料集シリーズの編集・発行による市史等編さん事業の推進
- (11) 忠臣蔵浮世絵データベースの活用促進



〔赤穂市子育てスロウガン〕

すくすく（乳児期）

のびのび（幼児期）

いきいき（少年期）

基本理念

“あすの赤穂”をになう こころ豊かで自立する人づくり ～夢と志を育む教育をめざして～

人々が生涯にわたり夢と志をもち、学校教育、歴史や文化、スポーツを通じて個性や能力を発揮し、主体的に活躍できる教育環境の整備と地域コミュニティの構築を推進し、次代をになう自立する人づくりを目指す。

キャリア教育 の推進

生涯学習 の推進

保育所 幼稚園

小学校 中学校

生涯学習

《『学校園所教育の充実』》

- 【小学校・中学校】
- 「確かな学力」を育成するため「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善
 - 地域とともにある「コミュニティ・スクール」の充実
 - 「豊かな心」を育む道徳教育・人権教育の充実
 - 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた、きめ細やかな特別支援教育の充実
 - いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図る居学生徒理解に基づく生徒指導の充実
 - 適切に判断し、命を守り抜く力を育成する防災・安全教育の充実
 - 校種間の連携による円滑な接続と系統性を重視した指導の充実
 - 「健やかな体」の育成をめざし、健康教育の充実と体力・運動能力の向上
 - グローバル化に対応した外国語教育・伝統文化に関する教育の推進
 - 情報活用能力の育成に向けた学習活動の推進
 - ポストコロナ社会における新たな日常に対応する教育活動の創造

《『給食事業の充実と適正運営』》

- 安全な作業環境整備及び衛生管理強化のために、施設修繕、大型調理機器整備等を実施
- 給食施設設備の日常点検と薬剤師による定期点検の実施
- 食中毒及び異物混入防止対策として飛翔昆虫対策等を実施し、安全衛生管理を徹底
- 地産地消の推進として赤穂産の米粉を使った米粉パン及び地元食材を使った赤穂産デー・地場産デーを実施
- 警報発令時対応、アレルギー対応、感染症対応等について学校教育課・学校園との連絡調整の強化
- 子育て世帯の経済的負担軽減のため、第3子以降の無償化を継続実施するとともに、幼稚園児及び小学生の給食費の一部無償化を実施
- 新学校給食センター整備基本計画に基づき事業推進（用地取得、実施設計外）

《『生涯スポーツの普及・振興』》

- 市民の健康づくりのため、市民総合体育祭等を開催するとともに、その他協賛事業として各種スポーツ大会を実施
- 忠臣蔵少年剣道大会や各種目協会のスポーツ大会等を通じた友好親善都市とのスポーツ交流の実施
- スポーツの日イベントや少年野球・中学野球・高校野球の親善試合などスポーツの一貫指導と健康とスポーツを機軸としたスポーツ先進都市推進事業の実施
- 体育協会やスポーツ少年団、スポーツクラブ21などの組織活性化と関西福祉大学、スポーツクラブとの連携・協力による団体の育成強化
- 忠臣蔵少年剣道大会や赤穂義士杯青少年柔道大会など広域大会の実施
- 安全で快適な施設の利用促進と利便性を向上するため、市民総合体育館などのスポーツ施設整備の実施
- スポーツ先進都市の実現に向けた赤穂市スポーツ推進計画に掲げる施策の推進

【幼稚園・保育所】

- 「生きる力」の基礎を育む「主体的・対話的で深い学び」を促す教育・保育の創造
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育展開と小学校への円滑な接続推進
- 「豊かな感性」「人と関わる力」を育む人権教育の促進
- 一人一人の発達やニーズに応じた支援体制の充実と関係機関との連携推進
- 子育てに関する情報発信や子育て相談等、保護者・地域と共に歩む保育の実施
- 家庭と連携した発達に応じた基本的生活習慣の確立に向けた取組
- 感染症予防に配慮した保育と子どもたちの健やかな成長の保障
- 幼保一体化の推進
- 保育者（保育士、幼稚園教諭）の資質・能力向上のための研修実施
- 子育て世帯の経済的負担軽減のため、3歳児以上の第3子以降に給食副食費を補助

《『図書館事業の充実と適正運営』》

- 図書整備充実のため図書館蔵書を計画的に購入
- 読書活動推進のため歴史文学講座、絵本講座、朗読講座等の実施
- 新着図書案内の発行、話題の本・特典コーナー・ふるさと情報コーナー設置等による図書館情報の提供・発信
- 周辺地区を対象としたブック宅配サービスの実施
- 電子図書館サービス充実のため電子書籍の購入と地域資料の電子書籍化の実施
- 読書通帳による子ども読書活動の推進とブックスタート（絵本との出会い）事業の継続実施
- 東西西播定住自立圏及び播磨圏域連携中核都市圏域内の連携事業や相互利用の推進
- 図書館施設整備の実施（照明設備改修施設設計外）

《『地域文化の顕彰・整備』》

- 赤穂城跡の二之丸城壁整備及び土地買い上げによる史跡整備の推進
- 獅子舞等の伝統文化の調査・保存の推進
- 民間宅地開発等に伴う発掘調査の実施、調査報告書の刊行、出土遺物の適正管理
- 田淵氏庭園等の指定文化財の保存・整備の推進
- 文化財資料のデジタル化等による文化財資料の充実整備
- 「文化財をたずねて」等の刊行による保存顕彰の推進
- ホームページによる情報発信、文化財保護連絡員活用による普及啓発の実施
- 赤穂城跡、有年道跡公園、旧坂越浦会所の施設管理と公開の推進
- 有年考古館における企画展等の実施
- 「図説赤穂市史」の編集、市史史料集シリーズの編集・発行による市史等編さん事業の推進
- 忠臣蔵浮世絵データベースの活用促進

《『施設・設備の充実 生涯学習の充実』》

- 中学校（赤穂西中）の大規模改修事業による教育環境の向上
- 小中学校の老朽化した施設の適正な管理を行っていくための施設整備を実施
- デジタル教材やICT機器を効果的に活用した情報教育の推進
- アフタースクール施設整備の実施
- 文化施設の施設整備と資料の収集（利用環境の快適性向上と適切な維持管理、郷土ゆかりの資料収集）
- 文化活動の推進

<市民会館関係>

- 文化団体の支援や美術展応募者数の増加促進
- 市民会館施設整備の実施

<公民館関係>

- 高齢者大学の充実と市民のニーズに対応した魅力ある講座・教室の実施
- 公民館施設整備の実施

PDCAサイクル (Plan-do-check-action)

文化 創造 人の 権

学校園所・家庭・地域の連携協力

第 8 号議案

赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則
の制定について

赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則を次のとおり制定したい。

令和 5 年 3 月 1 6 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則

(赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第 1 条 赤穂市教育委員会事務局処務規則（昭和 5 6 年赤穂市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法及び同法施行条例」に改める。

(赤穂市教育委員会個人情報保護に関する条例施行規則の廃止)

第 2 条 赤穂市教育委員会個人情報保護に関する条例施行規則（平成 1 8 年赤穂市教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 9 号議案

赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の の制定について

赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程を次のとおり制定したい。

令和 5 年 3 月 1 6 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程

赤穂市教育委員会決裁規程（昭和 5 7 年赤穂市教育委員会訓令甲第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 赤穂市立学校、幼稚園及び保育所が保管する個人情報に係る事務を所掌する次長又は課の長は、第 2 条に規定する権限事項の区分に従い、当該個人情報の保護に係る事項を専決することができる。

別表 1 総務課の部総務係の款 2 5 の項中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法及び同法施行条例」に改める。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第10号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を次のとおり制定したい。

令和5年3月16日

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係教育委員会規則の整理に関する規則

(赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部改正)

第1条 赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則(昭和41年赤穂市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「第5条第3項、第4項ただし書及び第5項ただし書」を「第5条第3項から第7項まで」に改める。

(赤穂市立学校給食センターに勤務する給食調理員の就業規則の一部改正)

第2条 赤穂市立学校給食センターに勤務する給食調理員の就業規則(昭和44年赤穂市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(赤穂市立学校給食センターに勤務する給食調理員の就業規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、第2条の規定による改正後の赤穂市立学校給食センターに勤務する給食調理員の就業規則の規定を適用する。

第 1 1 号議案

赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の
制定について

赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したい。

令和 5 年 3 月 1 6 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則

赤穂市通学費補助金交付規則（昭和 3 8 年赤穂市教育委員会規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条中「の通学定期乗車券」を削り、同条第 3 号中「1 カ月」を「1 か
月」に、「3 ケ月定期乗車券」を「3 か月通学定期乗車券（以下「定期乗車
券」という。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、定期乗車券の料金により難い場合は、路程に応じた旅客運賃等
により算出した実費額とする。

第 4 条第 1 号中「第 3 条」を「前条」に改め、同号に次のただし書を加え
る。

ただし、前条第 3 号ただし書の規定により算出した場合は、この限りで
ない。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。